



九州大学喫煙対策宣言及び九州大学喫煙対策基本方針について

概要

平成15年5月に健康増進法が施行され、九州大学では平成17年4月より、構内における「灰皿設置場所以外での喫煙」及び「歩行喫煙」を禁止し、学内に周知徹底を通知しているところですが、このたび、「九州大学喫煙対策宣言」のもと「九州大学喫煙対策基本方針」を定め、九州大学における適切な喫煙対策を実施し、快適な職場環境及び研究・修学環境の形成を目指して継続的な活動を行うこととなりました。

■ 内 容

九州大学喫煙対策宣言

喫煙が及ぼす人体への影響は、喫煙者本人の健康に重大な悪影響を与えるだけにとどまらず、受動喫煙による非喫煙者への健康にも深刻な影響を与える恐れがあることは社会一般に良く知られるところである。

九州大学は、未成年者を含む学生、病院を利用する患者とその家族、近隣住民等が集まる公共の場でもある。今般の喫煙に対する社会認識の変化と大学の使命を踏まえ、受動喫煙による教職員、学生及び学内外関係者の健康被害を防止する必要がある。

よって、本学における適切な喫煙対策を実施し、快適な職場環境及び研究・修学環境の形成を目指して継続的な活動を行うため、下記のとおり「九州大学喫煙対策基本方針」を定める。

九州大学喫煙対策基本方針

(キャンパス内の禁煙)

1. 九州大学のキャンパス内は、指定された喫煙場所以外は禁煙とする。
(建物内の禁煙)
2. 九州大学の建物内は全面的に禁煙とする。
(喫煙者対策)
3. 喫煙者に対して禁煙指導等の対策を講じる。
(喫煙場所)
4. 喫煙場所には防火装置を設置する等、十分な安全管理を行い、利用状況を考慮して喫煙場所を漸次削減することとする。

■ 効 果

全学的に統一した方針を定めることにより、学生・教職員に対し効果的に周知できるだけでなく、来学する関係者や近隣住民に対し、本学の喫煙対策への理解を深めることができる。

■ 今後の展開

九州大学安全衛生推進室に設置された「喫煙対策ワーキング・グループ」において、具体的な行動計画を検討する予定である。

【お問い合わせ】

総務部職場環境室 安全衛生係
電話：092-642-3094
FAX：092-642-2124
Mail：syjanzen@jimu.kyushu-u.ac.jp